

平成30年11月27日

▼タイトル

市職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

記

【区会計からの私的流用事案】

- 1 被処分者 総務部行財政改革推進局 主任級 39歳 男性
- 2 処分の内容 免職（地方公務員法第29条第1項第3号）
- 3 処分年月日 平成30年11月27日

4 事実の概要

被処分者は、平成28年度から平成29年度までの2年間、自身が居住する区の会計を担当していた際、平成29年4月27日から平成30年3月31日にかけて、区特別会計の定期預金を4回にわたり解約し、また、平成29年度末に積み立てられるべき金額を積み立てることなく、不正に引き出し、合計2,300,779円を私的に流用し、自身の遊興費に充てていた。

なお、流用金については、平成30年11月12日に被処分者の親族から、預入利息相当分を含め全額区に弁済された。

5 処分理由

この非違行為は、地方公務員法第29条第1項第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」に該当するとともに、同法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」の規定に違反する。

6 市長コメント

日頃から、公務内外を問わず、公務員として自覚ある行動に努めるよう、綱紀の肅正を注意喚起してきたにもかかわらず、市職員による区会計の私的流用という不祥事が発生したことは、誠に遺憾であります。

区の関係者をはじめ、皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、心からお詫び申し上げます。

【パワーハラスメント事案】

- 1 被処分者 市民生活部地域振興局 次長級 59歳 男性
- 2 処分の内容 減給10分の1 3月
(地方公務員法第29条第1項第1号および第2号)
- 3 処分年月日 平成30年11月27日
- 4 事実の概要

被処分者は、平成30年4月以降、部下職員に対し、指導と称して感情的・高圧的に大声で怒鳴る、暴言を吐く、机を叩いて威嚇する等の行為を行い、日々の業務を遂行する上で、精神的な苦痛を与えた。こうした行為が繰り返された結果、当該職員は、平成30年6月13日から平成30年9月10日まで90日間の病気休暇および平成30年9月11日から平成30年9月30日まで20日間の休職をせざるを得ない状況に至った。

本件について、所属の他の部下職員も精神的不調を訴え、周囲の職員もこうした行為を継続的に見聞きすることで、常に不安感を覚えるなど、職場の労働環境を著しく悪化させた。

5 処分理由

被処分者は、高島市職員のハラスメント防止に関する要綱の規定に基づき、職員として、ハラスメントをしてはならない責務、また、所属長として、ハラスメントを防止するため、良好な職場環境づくりに努める等の措置を講じなければならない責務があるにもかかわらず、これを順守せず、パワーハラスメントと認められる行為を行い、部下職員に精神的苦痛を与え、心身に故障を生じ、勤務につけない状況を招くとともに、就業環境を悪化させた。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。

▼問い合わせ先

- 所 属： 高島市役所 総務部 人事課
- 電話番号： 0740(25)8525